



## どうなる？相続税

## どうする？事業承継

# 「犬神家の一族の場合」

講師 鈴木 真氏 真法律会計事務所 代表弁護士（中央区支部）

平成 27 年 1 月 1 日から相続税及び贈与税の税制の一部が改正されます。

### 相続税及び贈与税の主な改正事項

- ◎相続税 改正 1 遺産に係る基礎控除 → 遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。
- 改正 2 相続税の税率構造 → 最高税率の引き上げなど税率構造が変わります
- 改正 3 税額控除 → 未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。
- 改正 4 小規模住宅地等の特例 → 特例の適用対象となる宅地等の面積が変わります。
- ◎贈与税 改正 1 相続時精算課税  
→ 適用対象者の範囲拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。
- 改正 2 贈与税（暦年課税）の税率構造  
最高税率の引上げや税率の緩和などの税率構造が変わります。
- ◎相続税・贈与税 改正 事業承継税制→適用要件の緩和や手続きの簡素化が図られます。

相続税・贈与税の改正について、横溝正史の名作ミステリー「犬神家の一族」を題材に易しく聞きます。知らないと損をするかもしれません……。あなたの会社の承継準備はできていますか？

日時 **9 月 25 日（木）**

18:30 ~ 21:00

会場 **京橋プラザ区民館**  
第 1 会議室

中央区銀座 1-25-3 TEL(3561)5163

会費 **1,000 円** 軽食付き

お問い合わせ

東京同友会（岩本）TEL 3261-7201

中央区支部 9 月例会出欠返信表



FAX 3261-7202

出席

欠席

氏名

会社名